

○滝沢市総合計画審議会条例

平成4年3月12日条例第2号

**改正**

平成9年3月19日条例第1号

平成13年6月25日条例第20号

平成14年2月1日条例第1号

平成17年3月25日条例第10号

平成18年12月18日条例第28号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢市総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 市の総合的な計画の策定に関し重要事項を調査及び審議するため、市長の諮問機関として、滝沢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 市の基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。
- (3) その他市長が総合的計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 滝沢市に住所を有する20歳以上の者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職等にある委員が任期中にその職を離れたときは、委員を辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 滝沢村総合開発審議会条例（昭和48年滝沢村条例第6号）は廃止する。

**附 則**（平成9年3月19日条例第1号抄）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年6月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年2月1日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月25日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年12月18日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滝沢村行政経営審議会条例の廃止)

2 滝沢村行政経営審議会条例（平成14年滝沢村条例第3号）は、廃止する。

**附 則**（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。